① 既存の建物を増築する場合



- ・増築した部分の延べ床面積が 150 ㎡以下…届出不要
- ② 新たに建物を増築する場合



- ・増築した部分の延べ床面積が150 ㎡以下…届出不要
- ③ 建物全て新築の場合



・建物の延べ床面積の合計が 150 **㎡以上**の場合、一つの建物の延べ床面積が 150 **㎡以下** であっても全て届出が必要